

# 山口県報

平成24年  
1月20日  
(金曜日)

## 目次

告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	三
解除予定保安林(美祢市)(森林整備課)	三
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	三
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)	四
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	五
林業種苗生産事業者講習会の開催(森林整備課)	五
小野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧 (都市計画課)	五

## 山口県告示第二十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。  
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十四年一月二十日から同年二月九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十日

山口県知事 二井 関 成

- 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 新日鐵住金ステンレス株式会社  
住 所 東京都千代田区大手町二丁目六番一号
- 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 新日鐵住金ステンレス株式会社製造本部光製造所  
所在地 光市大字島田三四三四番地
- 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 ( $m^3$ /日)	工 事 着 手 予 定 日 月 年	工 事 完 成 予 定 日 月 年	使 用 開 始 予 定 日 月 年	使 用 時 間 間 隔 連 続 時 間 一 日 当 た の 使 用 時 間 季 節 的 変 動 の 概 要
七四	二八八	平成二四年 二、二五	平成二四年 七、三二	平成二四年 八、一	連 続 二 四 時 間 変 動 な し

備考 「七四」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。



No. 8	No. 7	No. 4	No. 3	No. 2	No. 1
排水口	排水口	排水口	排水口	排水口	排水口
"	八・二	七・五	"	"	七・四
"	八・五	八・五	"	九・五	八・五
"	二	一・五	"	一四・五	七
"	三	一六	"	二〇	一〇
"	四	一六・九	"	二二・五	一〇・六
"	九	"	"	四〇	三〇
"	検出せず	三・八	"	"	四・五
"	二	二五	"	六〇	二〇
"	四	六〇	"	一〇一	四〇
"	〇・二	"	"	〇・四	〇・三
"	〇・四	〇・七	"	〇・八	〇・六
一七六、八八〇	一七五、二〇〇	一八、五〇八	一七、二七二	一〇、五九一	五、八二四
一七八、五六〇	一七五、二〇〇	二五、一七八	一九、四二〇	一一、九〇六	八、四四六

山口県告示第二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保  
安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十四年一月二十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 解除予定保安林の所在場所  
美祢市伊佐町堀越字井手ヶ迫一五七三の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 解除の理由  
公園用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経  
済部農林課に備え置いて縦覧に供する。）



（三）大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次の  
とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十四年一月二十日から同年五月二十一日までの間、山口県商工労  
働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年一月二十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 万惣南岩国店  
所在地 岩国市南岩国町二丁目二六〇の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 住 所 代表者の氏名  
株式会社万惣 広島市佐伯区石内上一丁目八番一号 山本 誠  
ダイワロイアル株式会社 東京都千代田区飯田橋三丁目三番一号 原田 健
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	山本 一男	山本 誠
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	株式会社万惣	

四 届出年月日

平成二十四年一月十二日

五 変更年月日

平成二十年五月二十四日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 万惣南岩国店  
 所在地 岩国市南岩国町二丁目二六〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住所 代表者の氏名  
 株式会社万惣 広島市佐伯区石内上二丁目八番一号 山本 誠  
 ダイワロイアル株式会社 東京都千代田区飯田橋三丁目一三番一号 原田 健

三 変更に係る事項の概要  
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を 設置する者の名称	ダイワロイアル株式会社	ダイワロイアル株式会社
大規模小売店舗を 設置する者の住所	東京都千代田区飯田橋三丁目一三番一号	東京都千代田区飯田橋三丁目一三番一号
大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	原田 健	原田 健
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称	株式会社小澤	株式会社小澤
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	下関市長府扇町九番二二三号	下関市長府扇町九番二二三号
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	小澤 淳志	小澤 淳志

四 届出年月日  
 平成二十四年一月十二日  
 変更年月日  
 平成二十四年九月十三日

(二四) 大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年一月二十日から同年五月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振

興課において公衆の縦覧に供します。  
 平成二十四年一月二十日

山口県知事 二井 関成

四

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 万惣南岩国店  
 所在地 岩国市南岩国町二丁目二六〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住所 代表者の氏名  
 株式会社万惣 広島市佐伯区石内上二丁目八番一号 山本 誠  
 ダイワロイアル株式会社 東京都千代田区飯田橋三丁目一三番一号 原田 健

三 変更に係る事項の概要  
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗内の 店舗面積の合計	三、二二二平方メー トル	三、九五二平方メー トル
駐車場の収容台数	二四五台	一六九台
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の開店時刻	株式会社小澤	株式会社小澤
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の開店時刻	株式会社雑貨屋ブルドッグ 午後八時	株式会社小澤 午後一〇時
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の閉店時刻	株式会社小澤	株式会社小澤
来客が駐車場を利 用することができる 時間帯	午前八時四五分から 午後九時四五分まで	午前八時三〇分から 午後一〇時三〇分ま

四 届出年月日  
 平成二十四年一月十二日  
 変更年月日  
 平成二十四年九月十三日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 万惣南岩国店  
 所在地 岩国市南岩国町二丁目二六〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

株式会社万惣 広島市佐伯区石内上一丁目八番一号 山本 誠  
 ダイワロイアル株式会社 東京都千代田区飯田橋三丁目一三番一号 原田 健  
 三 変更に係る事項

駐輪場の位置、荷さばき施設の位置及び廃棄物等の保管施設の位置  
 四 届出年月日 平成二十四年一月十二日

五 変更年月日 平成二十四年九月十三日

(二五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年九月六日山口県公告(二七八)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年一月二十日から同年二月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年一月二十日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・モール周南、星プラザ  
 所在地 下松市中央町二一番三号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二六) 林業種苗生産事業者講習会の開催

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十一条第一項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催します。

平成二十四年一月二十日

山口県知事 二井 関成

一 講習の対象となる者

林業種苗の生産事業者の登録を受けようとする者

二 講習会の日時及び場所

(一) 日時 平成二十四年三月十九日(月曜日)午前九時から  
 (二) 場所 山口市滝町一番一号 山口県農林水産部二号会議室

三 講習の科目及び時間

科	目	時	間
種苗に関する法令		二	
種苗の産地及び系統		二	
種苗の生産技術		二	

四 受講の手続

講習を受けようとする者は、林業種苗法施行細則(昭和四十六年山口県規則第五号)第二条に規定する生産事業者講習会受講申込書に生産事業者講習手数料一万五千四百十円に相当する山口県収入証紙を貼って、住所地を所管する農林事務所の長を経由して知事に提出すること。

五 受講申込書の提出期限

平成二十四年三月九日(金曜日)

六 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口県農林水産部森林整備課(電話〇八三一九三三―三四八五)又は最寄りの農林事務所にすること。

(二七) 小野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、小野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る山陽小野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(仮称)の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年一月二十日

山口県知事 二井 関成

平成二十四年一月二十日印刷  
平成二十四年一月二十日発行

発行人所

山口県知事庁

- 一 都市計画の種類及び名称  
山陽小野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（仮称）
- 二 都市計画を変更する土地の区域  
小野田都市計画区域の全域並びに山陽小野田市厚狭一丁目、桜一丁目、桜二丁目、大字厚狭、大字山野井、大字鴨庄、大字山川、大字福田、大字埴生、大字都及び大字津布田
- 三 変更の内容  
都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針
- 四 都市計画の案の縦覧期間  
平成二十四年一月二十日から二週間
- 五 都市計画の案の縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課及び山陽小野田市産業建設部都市計画課